

業務指示書

インド国橋梁・高架橋に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 馬庭 泰介 Maniwa.Taisuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月25日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁および高架橋に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁補修計画】

- 1) 類似業務の経験：橋梁補修計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地交通量及びこれに関係する調査(再委託しない場合、関連する直接人件費、その他原価、一般管理費等は本見積りに入れること)
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.826 円 , US\$1 = 120.300 円 , EUR1 = 131.900 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／橋梁計画

橋梁補修計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月19日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国橋梁・高架橋に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/橋梁計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁補修計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

インド国においては、道路は鉄道と並び国内の物流の大部分を支える重要な輸送手段であり、85%の旅客輸送、63%の貨物輸送を担っている。また人口増加・経済成長に伴い、道路交通量は1950年以降、年率9.1%のペースで増加しているが、道路整備が需要に追いついていない。かかる状況下、インド政府は前計画に引き続き、第12次5か年計画(2012年4月～2017年3月)においても道路セクターを積極的に取り組むべき重要セクターと位置づけ、国道開発計画(National Highway Development Plan。以下「NHDP」という。)下で2015年までに5万kmの国道の改良を推進すると共に、同計画期間中に国道をさらに1万km延伸することが掲げられている。また、NHDPでは、2022年までには約18,000kmの高速道路網を構築する構想も打ち出している。こうした道路整備計画が進められている一方で、過積載車両や交通量の増加、走行速度の高速化といった課題に対し国道の維持管理が追いついておらず、貿易・投資促進に不可欠な「物流の効率化」への大きなボトルネックとなっている。

また、第12次5か年計画では橋梁についても、交通量の増加に伴い整備の必要性が指摘されている。同計画のデータによると道路交通省(Ministry of Road Transport and Highways。以下「MORTH」という。)が管轄する主要な橋梁は1,290か所あるが、そのうち1947～69年に建設されたものが169か所、1969～90年に建設されたものが302か所あり、老朽化が大きな問題となっている。一方、州政府が管理する橋梁の実態は現時点では体系的に把握されておらず、老朽化が進み補修が必要な橋梁の数はインド全体で相当な数に上ると予想される。さらに、MORTHでは、橋梁補修を推進しているものの、橋梁補修は新規建設に比べ高度な技術力と豊富な経験を必要とすることもあり、技術者の育成・確保が十分な状況ではなく、計画策定と実施が進んでいない。このような状況下、MORTHおよび国道庁(National Highway Authority of India。以下「NHAI」という。)に派遣中のJICA長期専門家が、MORTHの依頼により、問題のある橋梁の視察をこれまで複数個所実施しているが、多数の重大損傷が見つかっており、老朽化した橋梁の点検と補修が深刻かつ喫緊の課題である。鉄道省(Ministry of Railway。以下「MOR」という。)が管轄する鉄道橋についても同様である。また、道路整備が需要に追いついていないため大都市内での車両の走行速度も低いことに加え、社会的経済的制約から長期間の通行制限を伴う大都市内での在来型の高架橋建設が難しいとの課題もある。

JICAは、国別分析ペーパーにおいて、「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」を援助重点分野のひとつとして位置づけており、インドの大都市間基幹交通ネットワークの持続可能な整備・ボトルネックの解消・物流拠点の整備を通じて、旅客貨物輸送の効率化を支援し、同国の経済社会開発支援を行う方針である。橋梁の補修についても、かかる方針の下、上述のJICA長期専門家による視察の他、2013年3月には橋梁補修に係る短期専門家を派遣し、現地で指定された損傷橋梁の現場視察を行い、補修に向けた点検、診断のポイントや日本での事例等をMORTH職員に対し紹介しているが、インド側からは日本の優れた技術力と豊富な経験を活かし、実際の損傷橋梁を対象に補修もしくは改築支援を実施して欲しいという強い要望が寄せられている。加えて、これまでインド国ではほとんど施工実績のない交通渋滞の激しい大都市内での急速施工による高架橋建設についても、強い要望が寄せられている。以上の背景から、まず、関係省庁へのヒアリング・現場視察によって、重要な道路橋、鉄道橋、及び道路・鉄道併用橋、並びに大都市内の高架橋の現状を把握する。その上で、橋梁については隣接地への新規架橋も含めた対応策、高架橋については大都市内での急速施工を用いた対応策を整理・確認することで、円借款を念頭に技術協力・無償資金協力も考慮しつつ、主に今後のJICAによる協力の在り方について検討する必要があることから、本調査を実施することとした。

2. 調査の目的

本調査においては、インド国における道路橋、鉄道橋、及び道路・鉄道併用橋の実態を把握すると同時に、大都市内での急速施工による高架橋建設の可能性を調査することで、主に円借款を念頭に本邦技術の適用を鑑みつつ、支援対象となり得る橋梁・高架橋の選定を含めて JICA の支援アプローチを検討することを目的とする。但し、案件の特性に応じ、無償資金協力、技術協力プロジェクト、及び両者と円借款との組み合わせによる支援アプローチも検討する。

3. 調査対象地域

橋梁補修に関しては、デリー・ムンバイ産業大動脈(Delhi-Mumbai Industrial Corridor)や南部インド産業経済回廊(Chennai-Bangalore Industrial Corridor)に属する州(ウッタールプラデシュ州、ハリヤナ州、ラジャスタン州、グジャラート州、マディヤプラデシュ州、マハラシュトラ州、タミルナドゥ州、カルナタカ州、アンドラプラデシュ州)を対象とする。また、高架橋に関しては、デリー、ムンバイ、バンガロール、アーメダバードなどの大都市を対象とする。なお、その他に調査対象とすべき地域があれば提案すること。

4. 相手国実施機関

道路交通省(Ministry of Road Transport and Highways: MORTH)、鉄道省(Ministry of Railways: MOR)、インド各州公共事業局(Public Works Department)

5. 調査の範囲

本業務は、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 調査対象橋梁・高架橋の選定基準

調査対象橋梁・高架橋は、本邦技術適用の可能性を考慮し、主要国道、州道、あるいは鉄道線路上の比較的長い橋長・桁間の橋梁、及び急速施工が可能な高架橋を調査対象とすることとし、その中から適切な数(15-20 橋程度を想定)の代表橋梁を抽出して現地踏査を行う。調査初期段階において調査対象とすべき橋梁・高架橋数と MM 及び調査項目等を勘案し JICA 側と協議の上、MORTH、MOR 側と調整、決定する。インド国のニーズは多様かつ膨大であり地理的にも全土をカバーすることは難しいと考えることから、具体的な抽出に際しては、以下の2つの選定基準を満たすことを条件とする。

選定基準 1: 緊急性・経済性等

緊急性、経済性を示す指標を作成し、その指標に基づいた選定を行う。指標の作成にあたっては、JICA と十分協議すること。また、上述の指標以外の適切な指標があれば、それを提案すること。

選定基準 2: 本邦企業の関心・関与の可能性の高さ

本邦企業(建設会社・商社等)へのヒアリングを考慮に加え、JICA と協議の上、本邦技術の活用可能性や本邦企業の関心の高い案件を優先する。

選定基準 3: 技術面

(橋梁)

インドにて老朽化した橋によく見られ、且つ本邦でも実績のある以下のタイプの橋、及び橋長・桁間の比較的長い橋を対象候補とする。

- ・有ヒンジ PC ラーメン橋
- ・コンクリート橋(支承、伸縮装置等桁端部が損傷したもの、または、塩害によりひび割れ等を生じたもの)
- ・鋼橋(道路橋、鉄道橋、道路・鉄道併用橋を含む)

(高架橋)

長期の交通制限がかけづらいデリー、ムンバイ、ベンガルール、チェンナイ等の大都市内に存在する交通渋滞地点を対象候補とする。

(2) 円借款等支援対象候補となりうる橋梁・高架橋の選定基準

調査対象橋梁・高架橋のうち、交通需要、経済性、本邦技術適用可能性、社会環境配慮等を考慮して、円借款等支援対象候補となりうる橋梁・高架橋を選定する(5~10 橋を想定。なお、高架橋は 1 都市での案件をまとめて 1 案件とする)。なお、選定にあたっては、JICA と十分に協議するものとする。

(3) MORTH、MOR、あるいは州政府公共事業局による点検、診断、補修、予防保全の状況の把握

橋梁状況台帳といった形での一元的な情報収集・管理体制が未整備である一方、MORTH、MOR や各州政府の公共事業局は独自予算で五月雨式に補修を実施している。これら先行事例については、JICA で実施する調査にも有益な資料を有している可能性が高く、関係機関から情報収集・意見交換を調査初期に実施し、重複を避けつつ効率的な調査実施を図る。

(4) 今後の協力検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、今後、JICA が効果的な援助アプローチを検討するに際し、必要な情報として用いる。本調査で取り纏める事業内容は、今後の当該分野における協力可能性を検討する原案となることから、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。また調査の過程において、先方インド側関係者に本調査結果がそのまま承認され、実施されるとの誤解を与えないよう配慮すること。なお、調査の進捗に伴い、必要に応じて調査項目を追加して契約変更する場合がある。

(5) 環境社会影響の確認

既存橋梁の補修や大都市内の新規高架橋建設、及び既存橋梁の隣接地への新橋を設置に伴う環境影響や住民移転等の可能性を考慮し、簡便な環境社会影響の調査も行う。

(6) 先方政府との合意形成

調査結果が実現可能になるように、調査実施の各段階において、MORTH、MOR、及び各州政府との合意形成を図りつつ進める。

7. 調査の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、現地再委託の可能性を考慮しつつ、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

(1) 国内作業1(事前準備及びインセプション・レポートの JICA への説明・協議)

①調査対象の特定のための関連情報収集

インドへ派遣された専門家などへの聞き取り調査等を行うことで橋梁・高架橋関連類似案件情報を収集・分析・整理を実施する。聞き取り調査に加え、JICA から提供する既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップし、質問票を作成する。その際、該当地域に存在する MORTH 所管の老朽化した橋梁のリストと所在地を含めることとする。

②本邦企業からの聞き取り、インドで適用しうる本邦技術のリストアップ

③インセプション・レポートの作成

①②の結果を踏まえ、「6. 調査への留意事項」に配慮しながら、詳細な調査項目・内容、想定される収集・分析項目、調査手法、実施スケジュールについてインセプション・レポートとして作成する。現地再委託については、作業内容、工程を作業計画に記載する。現地再委託で実施する調査項目は、再委託方法を事前に検討し、再委託内容を TOR(案)として事前にまとめた上でインセプション・レポートと共に提出し、JICA から了解を得る。

④対処方針会議への参加

インセプション・レポートを JICA に説明し、必要な修正を行った上で JICA の基本的了解を得る。JICA への説明の際には概要をパワーポイント等にまとめるなど説明の仕方に工夫すること。

(2) 第1次現地調査

①インセプション・レポートの先方関係機関への説明・協議

インセプション・レポートを先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

②MORTH、MOR、各州政府と協議の上、調査対象橋梁・高架橋(案)の選定

MORTH、MOR、各州政府側と協議をした上で調査対象橋梁(案)(15~20 橋)を選定する。なお、高架橋は 1 都市での案件をまとめて 1 案件とする。その際、JICA と十分協議すること。

③橋梁の整備と補修に関する現状と課題の分析

④在印本邦企業からの聞き取り、インドで適用し得る本邦技術のリストアップ

⑤他ドナーへのヒアリング

世界銀行、ADB などの他ドナーに対し、インドにおける橋梁補修・高架橋建設に関する方針、実績、見込み、

教訓などのヒアリングを行う。

(3)国内作業2

①調査対象橋梁・高架橋の確定

国内作業1、第1次現地調査を踏まえ、調査対象橋梁・高架橋を確定(15~20橋)する。なお、高架橋は1都市での案件をまとめて1案件とする

②第2次現地調査準備

(4)第2次現地調査

①調査対象橋梁・高架橋の現地踏査(概略調査)

調査対象橋梁について、既存の資料の収集とレビュー、目視による現地踏査を行う。踏査においては、路線の重要度、交通量、環境社会配慮について概略的に把握する。橋梁の補修については、損傷の度合いを目視、さらに必要な場合には打音や非破壊検査にて確認し、各橋梁について補修を含む対策を提案する。同時に、近隣での新橋建設の可能性も調査する。

②対象橋梁についての橋梁点検、診断、補修、予防保全に関する実施状況を把握、改善案を提案

③主要ローカルコントラクターの橋梁補修技術、及び高架橋の急速施工の技術水準と実績についての調査及びヒアリング

④交通量調査

橋梁、交差点を通過する車両を方向別車種別に調査する。

⑤インテリムレポート作成・提出

インテリムレポートを作成し、JICA側に確認の上、MORTH、MOR、各州政府側に説明を行う。MORTH、MOR、各州政府側と協議をした上で円借款等支援対象候補となりうる橋梁・高架橋(5~10橋程度を目安)を記載する。対象橋梁近隣での新橋建設の可能性についても選定する。なお、高架橋は1都市での案件をまとめて1案件とする。なお、絞込みの基準・案件についてはMORTH、MOR、各州政府側との協議の前に、JICAと十分協議すること。

(5)国内作業3

①円借款等支援対象候補となりうる橋梁・高架橋の確定

第2次現地調査を踏まえ、円借款等支援対象候補となりうる橋梁・高架橋(5~10橋程度を目安)を確定する。なお、高架橋は1都市での案件をまとめて1案件とする

②第3次現地調査の準備

(6)第3次現地調査

円借款等支援対象候補となりうる橋梁・高架橋に関して以下の調査を行う。

①非破壊検査・サンプル調査

第2次現地調査で実施した概略調査の結果を踏まえ、選出した円借款など支援対象候補となり得る橋梁について点検機材を使用した簡易検査を実施する。

②事業計画概要の提案

必要な橋梁補修・新規高架橋建設の概略形式について提案を行い、事業計画の概要(コスト概算、実施期間、環境社会配慮、実施・維持管理体制、経済性評価等)を策定、提案する。同提案には必要に応じ、近隣での新橋建設についても含むものとする。

③JICA の支援アプローチの提案

これまでの調査の結果をもとに、円借款を中心としつつ、当該分野における効果的な援助アプローチ(無償資金協力・技術協力プロジェクト・専門家・研修等のスキーム、内容等)の提案を行う。その際は、提案補修の円借款等支援のみならず、隣接地への新規架橋や将来の維持管理能力向上のための支援も検討することとする。

④経済分析(概算・需要予測)

簡便な概算・需要予測を行い、経済分析を行う。

⑤環境社会影響の確認

(7)ドラフト・ファイナルレポートの作成

これまでの調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICA に説明・協議し、基本的了解を得る。

(8)ドラフト・ファイナルレポートの先方関係機関への説明・協議

ドラフト・ファイナルレポートを先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(9)ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する先方関係機関および JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1)調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項: 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期: 現地調査開始前

部 数: 英文2部(簡易製本)(JICA 本部 1、JICA インド事務所 1)

2) インテリムレポート

記載事項: 第1次現地調査結果

提出時期: 第1次現地調査終了前

部 数: 英文4部(簡易製本)

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項: 調査結果全体

提出時期: 第3次現地調査後

部 数: 英文4部(簡易製本)、和文4部(簡易製本)

4) ファイナルレポート

記載事項: 調査結果の全体成果

提出時期: 第2次現地調査終了後1ヶ月以内

部 数: 英文 5 部(製本)、日本語 5 部(製本)

CD - R: 2部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項: 共通仕様書の第6条の規定に基づく

提出時期: 契約日から起算して 10 営業日以内

部 数: 和文5部(簡易製本)

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項:

①最終報告書の概要

②活動内容(調査)

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③業務実施運営上の課題・工夫・教訓(調査体制等)

④今後の案件実施スケジュール

⑤提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料:

①業務フローチャート

②業務人月表

③その他調査活動実績

提出時期: 業務終了時 部 数: 和文3部(簡易製本)

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2016年3月から業務を開始し、2016年6月を目途にプログレスレポートを提出する。2016年9月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2016年11月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途及び団員構成

(1) 業務量の目途

20.00MM

(2) 専門分野

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括/橋梁計画 (評価対象者・2号)
- ② 副総括/橋梁補修計画 (評価対象者・3号)
- ③ 橋梁補修工法検討
- ④ 高架橋工法検討
- ⑤ 経済分析(概算・需要予測)
- ⑥ 環境社会配慮

4. 調査用機材

現地での活動に際し、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

5. 現地再委託

現地交通量調査及びこれに関係する調査については、プロポーザルで必要な現地再委託を提案することが出来る。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法及び契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者並びに現地再委託対象業務の実施・監督・成果品の検査方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。経費については、本見積とは分けて別見積とすること。

6. 配布資料

インド国橋梁セクターに係る情報収集・確認調査最終報告書

専門家業務完了報告書(インド国、高速道路運営維持管理の組織能力向上プロジェクト)

7. その他留意事項

(1) カウンターパートの出張旅費

C/Pの出張旅費については、円滑な業務実施の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。経費については見積に入れず、変更契約で対

応する。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること(但し、交通費と宿泊費は実費支給)
- 3) JICA が事前に承認していること
- 4) C/P機関からの申請書を取り付けていること

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上